

(別紙様式1)

令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名： 島根県
農業委員会名： 出雲市

I 農業委員会の状況(令和2年3月31日現在)

1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)
総農家数	6,813
自給的農家数	3,248
販売農家数	3,565
主業農家数	395
準主業農家数	704
副業的農家数	2,466

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	5,116
女性	2,546
40代以下	337

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	368
基本構想水準到達者	34
認定新規就農者	32
農業参入法人	103
集落営農経営	126
特定農業団体	2
集落営農組織	124

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畠				計
			普通畠	樹園地	牧草畠	
耕地面積	6,690	1,080				7,770
経営耕地面積	5,527	688	385	266	37	6,215
遊休農地面積	55	25				80
農地台帳面積	7,446	2,504				9,950

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会
(H29. 9. 22～)

任期満了年月日 R 2年 9月21日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	24	24
認定農業者	—	17
認定農業者に準ずる者	—	
女性	—	1
40代以下	—	
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	100人以内	77	31

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (令和2年3月現在)	管内の農地面積 7,770 ha	これまでの集積面積 4,161 ha	集積率 53.55 %
課 題	耕作条件不利地(狭小農地等)は、農地の貸付希望があつても、経営効率が悪く、借受者がなかなか見つからず、集積が難しい。 農地の集約化も圃場条件が違う場合、交換等容易ではない。 高齢化や後継者不足等による個人の経営継続ができない農地等については、関係機関と連携し、農地中間管理事業等を活用しながら、担い手に集積する。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 4,211ha 目標設定の考え方:年1~2法人を設立(1法人あたり20ha)及び地権者の意向を踏まえた上で農地中間管理事業による利用権設定見込み。
活動計画	関係機関と連携しながら、各地区の担い手の明確化や集落営農の方向性を協議し、任意の営農組合を中心に法人化を働きかけ、今年度は1~2組織の法人設立を進める。この設立された法人に農地中間管理事業を活用し、集積を図る。 また、可能な限り農地中間管理事業を活用し、規模拡大を目指す認定農業者や集落営農組織等へ集積を推進する。

※1 集積面積は、当該年度末時点での担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

Ⅲ 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	29年度新規参入者数	30年度新規参入者数	1年度新規参入者数
	4 経営体	5 経営体	8 経営体
29年度新規参入者が取得した農地面積	30年度新規参入者が取得した農地面積	1年度新規参入者が取得した農地面積	
0.9 ha	0.57 ha	2.73 ha	
課題	農業従事者の高齢化や後継者不足等に伴い、新規就農者や女性就農者等への就農初期段階で多額の支援や多様な担い手の育成が必要である。相談窓口体制の強化や支援施策等の情報提供、地域の担い手との顔つなぎ等を図っていく必要がある。		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

参入目標数	5 経営体	参入目標面積	1.0 ha
活動計画	関係機関(JA、県普及部、市等)と一体となって、就農相談を行い、アグリビジネススクールや、先進農家の研修につなげ、新規就農を進める。また、就農後も関係機関と連携し、技術指導、経営研修等フォローアップしていく。 任意の営農組合に法人化を働きかけ、法人の参入を促進する。		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

※3 農事組合法人などの法人参入については、参入目標面積からは除外する。

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (令和2年3月現在)	管内の農地面積(A) 7,850 ha	遊休農地面積(B) 80 ha	割合(B/A×100) 1.02 %
課 題	遊休農地は、 ①農業者の高齢化や後継者の不在などによる担い手不足 ②地勢等の立地条件や基盤整備の未実施などによる耕作不便 ③生産調整の拡大、米に代わる儲かる作物の不足 など複数の原因がからまって発生しており、関係機関と連携し、担い手確保対策及び基盤整備を含めた助成制度を活用し、解消に向けて取り組む必要がある。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 2.0 ha 目標設定の考え方: 農地面積の自然減を踏まえ、遊休農地面積が管内農地面積の1%以下となるよう遊休農地の解消を目指す。		
	調査員数(実数) 101人	調査実施時期 7月～8月	調査結果取りまとめ時期 9月～11月
活動計画	農地の利用状況調査	調査方法	① 農業委員、農地利用最適化推進委員による日常の見守り調査 ② 農業委員、農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局職員による重点調査の二本立てにより農地利用状況調査を実施する。 実施時期: 4月～3月 推進委員を主として日常の農地見守り活動を実施 : 7月～8月 荒廃農地調査及び農地利用状況調査を実施 : 10月～11月 新規発生した遊休農地所有者への追加指導を実施 実施体制: 農業委員(24人)、推進委員(77人)を農業委員担当エリアを基本とした班を編成、班の人数は3～4人を基本とする。 調査方法: 航空写真入りの地図を使って目視による巡回調査を実施 対象農地: 市内全域を調査区域とし、すべての農地を対象とする。 不作付の田畠(自己保全管理、調整水田等)及び令和元年度までに確認された遊休農地を重点的に調査する。
		実施時期 11月～12月	調査結果取りまとめ時期 12月～2月
	その他	山林化している農地(B分類)については、適宜非農地判断を行う。	

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (令和2年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	7,770 ha	3 ha
課 題	<ul style="list-style-type: none">・遊休農地の増加、公共事業等の残土処理などにより農地以外に利用されるケースが増えつつあるので、調査活動を強化する必要がある。・転用許可制度の理解不足による住宅用地、駐車場等へ無断に転用される事例があり、制度の周知を徹底するとともに改善指導を強化する必要がある。・農地転用許可後の目的外利用を未然に防止、早期発見するため、必要に応じて工事進捗状況報告書の提出など事業の進捗管理を徹底する必要がある。	

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和2年度の活動計画

活動計画	<ul style="list-style-type: none">○違反転用事案の把握<ul style="list-style-type: none">・農業委員、農地利用最適化推進委員による日常の見守り活動を強化する。・農地パトロール(農地利用状況調査、7~8月)にあわせて無断転用・違反転用の調査を実施する。・転用許可審査に係る現地確認及び転用事実確認現地調査を実施する際に無断転用・違反転用事例の把握に努める。○違反転用のは是正指導<ul style="list-style-type: none">・違反転用状態となっている事例及び新たに違反転用を確認した事例については、是正の意向、スケジュール等を聞き取り、是正に向けた個別指導を行う。○違反転用の発生防止に向けた取組み<ul style="list-style-type: none">・農業委員会だより、農業委員会ホームページにより周知する。・田畠転換届の提出を求め、畠への転換事例の把握に努める。・目的外利用を未然に防止、早期発見するため、必要に応じて工事進捗状況報告書の提出を求める等事業の進捗管理を強化する。
------	---

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入